

## 1. 適用範囲

### 1.1 基準の目的

本基準は、「学習塾講師検定における研修機関に関する規程」第2条第4項でいう「学習塾講師検定研修機関認定基準」として定めるものである。本基準は、学習塾講師検定認定研修機関（以下「認定研修機関」という。）になろうとする組織について、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）が認定審査及び登録を行う際の基準として使用するためのものである。

### 1.2 記述内容

この基準では、認定研修機関が、その業務の遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき要求事項を規定する。

## 2. 用語の定義

### 2.1 学習塾講師検定研修

学習塾講師検定資格取得者として必要な知識及び技能を習得させることを目的とした研修。学習塾講師検定研修には、集団指導3級資格取得者を養成するための集団指導3級研修（以下「3級研修」という。）と、更新を希望する集団指導各級資格取得者を対象としたフォローアップ研修とがある。

### 2.2 学習塾講師検定研修講座

本基準に準拠して、認定研修機関が受講者に提供する学習塾講師検定研修のサービス。

以下、単に「講座」ということもある。

### 2.4 学習塾講師検定研修基準

協会が、学習塾講師検定研修で採用すべき研修講座の内容を定義した文書。

以下、単に「講座基準」ということもある。

### 2.6 修了証明書

受講者が、講座の所定のカリキュラムを受講し、かつ、所定の成績で修了したことを証明するために、認定研修機関が該当する受講者に交付する証明書。

### 2.7 確認考査

講座の最後に認定研修機関が実施する試験。ここで受講者の習得度を確認し、修了証明書を授与する際の主要な判断基準とする。

### 2.8 機関長

指定機関の代表者

### 2.9 機関長補

研修講座の継続的改善に関するマネジメントシステムにおける最高責任者。

### 2.10 研修要員

研修講師等の主たる研修運営者

### 3. 認定研修機関に関する一般要求事項

#### 3.1.1 学習塾講師検定研修講座の準拠性

講座の内容は、研修基準に準拠するものでなければならない。

#### 3.1.2 学習塾講師検定研修基準

研修講座の科目構成と研修時間・研修日数を以下のように定める。

研修時間は、1時間を1単元とする。

##### 3.1.2.1 集団指導3級研修

3級研修は、「3.1 学習塾講師検定制度に関する理解」、「3.2 学習塾講師の基礎知識に関する理解」、「3.3 確認考査」の3科目とし、各々の単元数は、以下を基本とする。

- ・学習塾講師検定制度に関する理解 (0.5単元)
- ・学習塾講師の基礎知識に関する理解 (1単元)
- ・確認考査 (1単元)

確認考査は、以下の要領で実施する。

「担当科目理解度試験」は、国語・数学・理解・社会・英語の5科目の中から受験者が1科目を選択するものとする。

・試験方法:ペーパーテスト

・試験時間:1時間

	基本的マナー確認試験	担当科目理解度試験
内容	学習塾講師としての「初歩的な心構え」「基本的マナー」の理解度チェック問題	各科目の公立高校入試問題レベルのオリジナル問題
試験時間	1時間	
試験方式	選択式問題	選択式問題
問題数	20問	5問
合格ライン	正答率8割以上	正答率8割以上

「学習塾講師の基礎知識に関する理解」で使用するテキストは協会の学習塾講師検定事業部(以下「事業部」という。)の承認したテキストを使用するものとする。

担当科目理解度試験で使用する問題・解答は事業部の承認した問題・解答を使用するものとする。

##### 3.1.2.2 その他研修に関する指針

任意に2級資格取得を目指す者を対象とする研修講座を別途設置する場合は、以下の科目を用意するものとする。

- ・学習塾講師のコンピテンシーディクショナリの理解 (1.5単元)
- ・学習塾講師検定の採点方法・審査手順の理解 (1単元)
- ・学習塾講師検定自習用DVDの視聴・説明 (1単元)

##### 3.1.2.3 フォローアップ研修

#### 3.1.3 組織

認定研修機関の組織運営機構は、その研修内容に信頼を与えるようなものでなければならない。認定研修機関は、特に以下の要件を満たさなくてはならない。

- 効果的な研修を実施する。
- 研修コースの作成、維持、変更、廃止に関する責任を負う。
- 以下の事項の全てに総括的な責任を持つ管理主体(委員会、グループ又は個人)を定める。
  - この基準に規定された研修コースの実施。
  - 当該研修機関の運営に関する方針の策定。
  - この管理主体に代わり特定の活動を行う委員会又は個人への必要に応じた権限の委譲。
  - この管理主体には次の事項を主幹する責任者を1名以上置く。

・機関長

- ・機関長補
- ・研修要員

ただし、兼務を妨げない。

d) 法人格をもつ組織である。

#### 3. 1. 4 記録・報告

認定研修機関は、研修マネジメントシステムが効果的に運用されていることを示す以下の記録を、協会の要請に応じて(出版物、電子媒体又は他の手段を用いて)提示できるようにしなければならない。

- a) 要領等の事前配布物
- b) 実施日、実施時刻、実施場所
- c) 研修要員の氏名、所属及び履歴
- d) 受講者全員の氏名、所属
- e) 当該講座で実際に使用したテキストを含む教材、確認考査問題

#### 3. 1. 5 受講者に関する情報の保護

この基準で特に求められている場合又は法令に特別の定めがある場合を除き、受講者に関する情報は、その受講者の同意がない限り第三者に開示してはならない。法令により第三者に情報を開示するよう要求されている場合は、法令に従って開示する情報をその受講者にも通知しなければならない。ただし受講者に通知することが法令により制限されている場合はこの限りではない。

#### 3. 1. 6 研修要員の資格基準

認定研修機関は、研修要員には下記の要求事項を満たす人材を任命しなければならない。

- a) 十分な講師経験を持つ等、下記のような資質を備えている。
  - i) 多くの受講者を対象とした講義に慣れている。
  - ii) 受講者の集中力を高める講義技術に長けている。
  - iii) 研修講座の内容を正確かつ平易に説明できる。
  - iv) 受講者の理解度を察知し適切な対応が取れる。
  - v) 進行のペースを適宜調整しながら全ての研修コースを消化できる。
  - vi) 受講者からの質問に対し的確に回答できる。
  - vii) 講義中の発病、事故、妨害等の突発事項に適切に対応できる。
- b) 協会の主催する研修を終了し、かつ、学習塾講師検定主任審査員2名からの推薦を受け、研修講座の担当する領域について、講師にふさわしい能力と見識を持っていることが保証されている。

#### 3. 1. 7 修了証明書

##### 3. 1.7. 1 様式の制定と改変

修了証明書の様式の制定及び改変は、協会の事前の承認を受けなければならない。

##### 3. 1.7. 2 修了証明書の記載事項

修了証明書には次の事項を記載する。

- a) 「修了証明書」とのタイトル
- b) 所定の研修講座名称
- c) 修了証明書毎の識別番号

- d) 協会が認定した研修講座である旨
- e) 認定研修機関名
- f) 修了日付
- g) 受講者の氏名及び生年月日
- h) 受講者がを修了した旨

### 3. 1.7. 3 不正使用の防止

認定研修機関は、修了証明書の不正使用防止に努めなければならない。